別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

（注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。）

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
南大隅町	登尾地区	令和3年12月1日	平成31年3月

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	91ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	20ha
ⅰ　うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	2ha
ⅱ　うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	18ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

登尾地区の農業は、温暖な気候を活かした露地野菜(バレイショ、キヌサヤ、スナップ)果樹等(タンカン、びわ)が栽培されているが、農業者の高齢化に伴い、今後は耕作放棄地の増加が懸念される。
担い手の減少が懸念されると共に、鳥獣被害対策の問題や、暴風対策等、様々な問題を抱えている地区でもある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

登尾地区内の農地利用については、中心経営体である認定農業者5経営体(個人経営体)及びその他の中心経営体が中心となり、農地の活用を現状維持していく。

中山間地域の農地利用については、中心経営体が少ない状況である。不利な条件であるが、中山間直接支払制度を活用し、圃場の整備や農道の維持管理を図りながら取り組む。

後継者不足が懸念されているが、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

４　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

地区内における鳥獣害対策点検(侵入防止柵や罠設置・放置果樹や目撃・被害発生場所等)の捕獲体制の構築等に取り組む。
場所に応じた作物の選定及び、隣接する圃場においては、集積化を図ることで、広域的かつ持続的な農業を進めていく。

（参考）中心経営体（別紙のとおり）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	○○○○	○○○○	○○○○

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。